

■認知症

アルツハイマー病や脳血管疾患など、いろいろな病気が原因で脳の働きがわるくなったために障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態です。

■認定こども園

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設で、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行います。

【は行】

■発達障がい

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

■パブリックコメント

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を住民に公表し、その案に対して住民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度のことです。

■ひきこもり

特定の病気や障がいではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義などを参考にすると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6か月以上続いている状態を指します。

■避難行動要支援者

誰かの支援がなければ避難できない在宅者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人のことです。

■避難行動要支援者名簿

国はこれまで、災害時に配慮が必要な「災害時要援護者」の把握を、ガイドラインを示して市町村に求めてきましたが、災害対策基本法改正で、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務づけました。名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができるかとされています。

■福祉3分野

一般的に、「高齢者福祉」「障がい者福祉」「児童福祉」を指します。

■ふくしフェスティバル

福祉団体や丸亀市社会福祉協議会の活動に対する理解を深めるため、ボランティア団体・企業・福祉団体施設等との協働で、地域福祉活動を広く啓発しています。

■法人後見

NPOや社会福祉法人などの法人が、成年後見人になることです。

■母子愛育班

地域の中で、子どもをはじめ誰もが「健康で明るくいきいきとした暮らし」ができるように、会員を対象に、会員自身が楽しみながら健康づくりに役立つような活動を行っている団体。母子愛育班は、市内16班に分かれて、独自の活動を行っています。

■母子保健推進員

市長から委嘱されたボランティアで、妊婦訪問や子育て広場、健診などの母子保健事業に協力している、地域の身近な相談相手のことです。

■ボランティア保険

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティアの傷害及び他者に対する賠償責任に関して適用される保険のことです。

【ま行】

■丸亀市自立相談支援センター「あすたねっと」

経済的な問題、就労に関すること、ひきこもりなど、様々な生活課題を抱えた方や家族のための相談窓口です。

■丸亀市生活困窮者自立支援運営協議会

生活困窮者に対する包括的な支援を行うため、関係機関が参加するネットワーク会議のこと。生活困窮者の把握、関係機関の情報交換、関係機関の連携体制、課題解決のための地域づくりなど、全体的なことを検討します。

■丸亀市生活困窮者自立支援調整会議

生活困窮者が困窮状態から早期脱却するための個別の支援内容について、関係機関の実務者レベルで検討し、内容を調整する会議のことです。

【や行】

■有償ボランティア

自発性に基づき、社会に貢献する活動において、実費や交通費あるいはそれ以上の低額な報酬を受け取る活動のことです。

■ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、『ユニバーサル＝普遍的な、全体の』という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。

■要介護認定

介護保険制度において、被保険者がどの程度の介護を必要としているのかの程度を判定すること。要介護認定・要支援認定は、被保険者からの申請を受けて、保険者である市区町村の

介護認定審査会が行います。判定は、国が定める認定基準に基づいて行われ、「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階で認定され、「要介護5」が最も介護を要する状態です。

【ら行】

■療育手帳

知的障がい児及び知的障がい者を対象に、都道府県知事が交付する障がい者手帳のことです。障がいの程度によりマルA、A、マルB、Bとなっています。

みんなのふくし丸亀プラン
丸亀市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画
平成28年3月

編集・発行

丸亀市健康福祉部福祉課

〒763-8501 丸亀市大手町 2-3-1

TEL : 0877-24-8873

FAX : 0877-24-8861

丸亀市ホームページ

<http://www.city.marugame.lg.jp/>

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

〒763-0034 丸亀市大手町 2-1-7

TEL : 0877-22-5700

FAX : 0877-23-8110

丸亀市社会福祉協議会ホームページ

<http://www.marugame-shakyo.or.jp/>



丸亀名物骨付鳥マスコットキャラクター
とり奉行 骨付じゅうじゅう

丸亀市社会福祉協議会キャラクター
オルデ